

神戸肉需要拡大事業補助金交付要綱

平成 18 年 4 月 1 日局長決定
最終改正 令和 3 年 3 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸肉流通推進協議会（以下、「流推協」という。）が行う神戸肉の需要拡大に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象経費)

第 2 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、流推協が当該年度内に実施する神戸肉の需要拡大に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 神戸肉の生産者、食肉販売店及びレストランの指定登録並びに指定会員の加入促進に関する経費
- (2) 神戸肉の普及・宣伝に関する経費
- (3) 神戸肉の品質向上・斉一化の指導に関する経費
- (4) 神戸肉の流通等の指導に関する経費
- (5) 上記に付随する事務経費
- (6) その他市長が必要と認める経費

(補助率及び補助金の額)

第 3 条 補助率は補助対象経費から消費税等及び国、兵庫県等の助成金を控除した額の 2 分の 1 とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において 1 0 0 万円を限度とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 流推協は、補助金規則第 5 条第 3 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 補助事業等の実施状況が分かる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書またはこれに代わる書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第 6 条 流推協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 4 号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を流推協に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により流推協に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。